

令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県

一般廃棄物行政主管部(局)長 御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長

(公 印 省 略)

市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の一部改訂について
(通知)

平素より廃棄物行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和 7 年 2 月 18 日変更）においては、市町村の役割として、「分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるもの」とされ、また国の役割として、「市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じ、技術的及び財政的な支援に努めること」とされている。こうした点を踏まえ、環境省では一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的とし平成 19 年に市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を策定し、平成 25 年に改訂をしている。

今般、脱炭素化や資源循環の促進といった廃棄物処理システムを取り巻く社会情勢の動向等を考慮し、標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方について諸般の改訂を行いましたので、お知らせいたします。改訂内容と参考資料については、以下にも掲載されるため参照されたい。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html

については、貴管内の市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）に周知していただきますよう、御協力方よろしく御願いたします。

以上